

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

昭光通商株式会社（証券コード：8090）

【据置】

国内C P 格付 J - 2

格付事由

- (1) 昭和電工グループの総合商社。昭和電工の出資比率は42%（16/12期末）で同社の連結子会社。化学品や合成樹脂など同社グループの販売面で重要な機能を担う。15/12期に中国向け鉄鋼関連事業で多額の回収遅延が発生。また、16/12期には子会社が特定の顧客と行っていた取引で、資金循環取引（対象物品の实在性がなく実質的に資金のみが循環する取引）が行われていたことが判明した。当該子会社は14年1月に買収した化学品商社だが、問題となった取引は買収前から実施されていたものであった。
- (2) 当社の格付では、昭和電工との関係を重要な要素として反映させている。現状、同社グループにおける当社の位置付けに変化はなく、同社から当社に対しては資金面などで明確な支援姿勢が維持されている。短期間で与信管理上の大きな問題が続いた点はネガティブな要素であり、これに伴い自己資本は大きく毀損したものの、格付には影響を及ぼしていない。当面、底堅く収益を確保しつつ、財務基盤を修復していけると考えられる。以上を踏まえ、格付を据え置きとした。
- (3) 資金循環取引問題の背景には中国問題発生後の危機意識が十分に浸透せず、子会社の管理が不十分であったことがある。また、収益成長を優先する半面、買収時の検討が不十分であった点も否めない。これらを踏まえ、与信管理やガバナンス機能などは再度、強化が図られることとなった。足元、主要製品の取り扱いが堅調に推移しているが、資金循環取引問題の関連費用負担が響き、17/12期営業利益（会社計画）は16億円と前期比22%の減益予想となっている。ただ、18/12期には同負担は軽減してくる見込み。
- (4) 財務基盤は立て直しの途上にあるが、流動性に関して特段の懸念はない。自己資本は14/12期末で164億円であったが、貸倒引当金の計上などで15/12期末では26億円にまで低下した。ただ、16/12期は一部債権の貸倒処理で税負担が軽減され21億円の最終利益を計上、同期末自己資本は47億円となった。取引金融機関の当社に対する姿勢に変化はなく、また、昭和電工からの劣後ローン借入などで資金面の安定性は確保されている。引き続き、再建に向けた取り組みと財務改善の進捗に注目していく。

（担当） 清岡 由典・藤田 剛志

格付対象

発行体：昭光通商株式会社

【据置】

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	50億円	J-2

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年9月8日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典
主任格付アナリスト：湊岡 由典
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「親子関係にある子会社の格付け」（2007年12月14日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 昭光通商株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル